

平成 29 年 3 月 9 日

平成 29 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び平成 29 年度設計業務委託等技術者単価(平成 29 年 3 月から適用)の運用に係る特例措置について

那覇市上下水道局におきましては、「平成 29 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」(以下「新労務単価」という。)及び「平成 29 年度設計業務委託等技術者単価(平成 29 年 3 月から適用)」(以下「新技術者単価」という。)の上昇を受け、工事請負契約及び工事に係る業務委託契約について、次の措置を実施することとしましたのでお知らせします。

### 1 新労務単価の適用に伴う契約の特例措置

次の工事請負契約については、受注者からの請求により、新労務単価に基づく契約代金額に変更する特例措置を講じます。

#### (1) 適用対象契約

契約日が平成 29 年 3 月 1 日以降の工事請負契約のうち、改定前の平成 28 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価(以下「旧労務単価」という。)を適用して予定価格を積算している工事

#### (2) 請負代金額の変更について

別添「特例措置：工事」を参照

#### (3) 請求方法について

この特例措置に基づく協議の請求は、契約期間内に変更契約ができるよう当該工事を所管する課に行ってください。

※協議の様式は、通常の工事設計変更協議書を用い、その旨を記載する。

### 2 新技術者単価及び新労務単価の適用に伴う業務委託契約の特例措置

次の業務委託契約については、受注者からの請求により、新技術者単価及び新労務単価に基づく業務委託料に変更する特例措置を講じます。

#### (1) 適用対象契約

契約日が平成 29 年 3 月 1 日以降の建設コンサルタント等業務委託契約のうち、改定前の平成 28 年度設計業務等技術者単価(以下「旧技術者単価」という。)及び旧労務単価を適用して予定価格を積算している業務委託

#### (2) 業務委託料の変更について

別添「特例措置：委託」を参照

#### (3) 請求方法について

この特例措置に基づく協議の請求は、契約期間内に変更契約ができるよう当該業務委託を

所管する課に行ってください。

※協議の様式は、通常の業務委託設計変更協議書を用い、その旨を記載する。

**【問合せ先】**

◎制度(特例措置等)に関すること

総務課 契約検査係

TEL098-941-7809

◎個々の契約に関すること

当該工事及び業務を所管する課にお問い合わせください。

## 「平成 29 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置

「平成 29 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」(平成 29 年 2 月 13 日付け土技第 1304 号)により「平成 29 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」(以下「新労務単価」という。)が決定された。

これに伴い、次のとおり工事の請負契約の取扱いについての特例措置を定める。

### 第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「那覇市上下水道局工事請負契約約款第 54 条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができることとする。

### 第二 具体的な取扱い

(1) 平成 29 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価(平成 28 年 2 月から適用された公共工事設計労務単価をいう。)を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

変更後の請負代金額 =  $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$  : 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

$k$  : 当初契約の落札率

(2) 平成 29 年 2 月 28 日以前に契約を締結した工事のうち、3 月 1 日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約約款第 25 条第 6 項の運用について」(平成 26 年 2 月 14 日副市長決裁)1.(1)及び 2.から 8.まで(4.(3)を除く。)の規定を準用するものとする。

### 第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結し、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明すること。

付則(平成 29 年 3 月 9 日上下水道部長決裁)

この特例措置は、平成 29 年 3 月 9 日から施行し、同年 3 月 1 日から適用する。

「平成 29 年度設計業務委託等技術者単価」及び「平成 29 年 3 月から適用する  
公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置

「平成 29 年度設計業務委託等技術者単価について」（平成 29 年 2 月 20 日付け国官  
技第 266 号、国港技第 62 号、国空安保第 671 号）により、「平成 29 年度設計業務委  
託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）が決定され、平成 29 年 3 月 1 日  
より適用されることとなった。

これに伴い、次のとおり建設コンサルタント業務等の委託契約の取扱いについての特例措  
置を定める。

### 第一 措置の概要

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、第二に定める建設コンサルタント  
業務等(測量、調査及び建設コンサルタント等をいう。以下同じ。)の受注者は、  
別表に掲げる規定に基づく業務委託料の変更の協議を請求することができること  
とする。

### 第二 具体的な取扱い

平成 29 年 3 月 1 日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、平成  
28 年度設計業務委託等技術者単価及び平成 28 年 2 月から適用した公共工事設計労  
務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出  
された業務委託料に契約変更を行う。

変更後の業務委託料＝P 新×k

この式において、「P 新」及び「k」は、それぞれ以下を表すものとする。

P 新：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算さ  
れた予定価格

k：当初契約の落札率

### 第三 その他

落札者決定通知後の建設コンサルタント業務等にあつては、落札者に対し本特  
例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結する  
こと。

付則(平成 29 年 3 月 9 日上下水道部長決裁)

この特例措置は、平成 29 年 3 月 9 日から施行し、同年 3 月 1 日から適用する。

別表 対象となる契約書及び約款の規定

(1)業務委託契約書第 14 条

(2) 那霸市上下水道局業務委託契約約款(土木設計等)第 50 条

(3) 那霸市上下水道局業務委託契約約款 (調査等) 第 24 条